

令和7年度立山町空き家びらき開催業務仕様書

1. 業務名

令和7年度立山町空き家びらき開催業務

2. 業務目的

立山町のまちなか(五百石地区)の空き家や空き店舗(以下「空き家等」という。※)の解消により、まちなかを活性化させることを目的に、立山町空き家びらきイベント(以下「イベント」という。)等を開催する。

イベントでは、空き家等を活用し、飲食や物販を伴うマルシェ等を開催することで、子ども連れや若者等をまちなかに呼びこみ、賑わいを創出するとともに、移住や空き家の改装をしたいが知識がない、人手が足りないといった移住希望者の声に対して DIY やイノベーション等の簡単なワークショップを開催することで、実際の移住や入居につながるきっかけをつくる。本イベントの開催を起爆剤に、まちなかの活性化を加速させ、将来的には空き家等の解消を五百石地区内のみならず地区外にも波及させる。

※まちなかの範囲及び立山町空き家・空き地物件情報については別紙参照のこと

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年2月 28 日まで

4. 業務内容

- (1) イベント開催に伴う関係機関との事前協議及び現地確認
- (2) イベントに活用する空き家等の調達
- (3) イベント出店者の募集・決定
- (4) SNS・ホームページ等によるイベントの広報
- (5) イベントの開催
 - ・マルシェ(飲食・物販等)
 - ・ワークショップ(DIY や簡易なリノベーションの講習等)等
 - ・来場者へのアンケート(内容は町と協議)
- (6) イベント実績、アンケート結果のとりまとめ
- (7) 空き家等の活用に対する課題整理
- (8) 次年度以降の空き家等を活用したまちなか活性化事業の提案

5. 成果物

本事業の成果物として、4. 業務内容に係る実績報告書及びスケジュールや会議議事録等の業務管理資料を作成し、提出すること。(紙資料及び電子データにて各1部提出)

6. スケジュール(予定)

8月～9月	イベント実施に伴う事前協議・現地視察
9月～10月	イベント実施内容の決定及び SNS、ホームページ等を活用した広報
10月～12月	イベントの開催
令和8年 1月～2月	実績等のとりまとめ、課題整理、次年度事業提案

7. 業務実施に係る条件

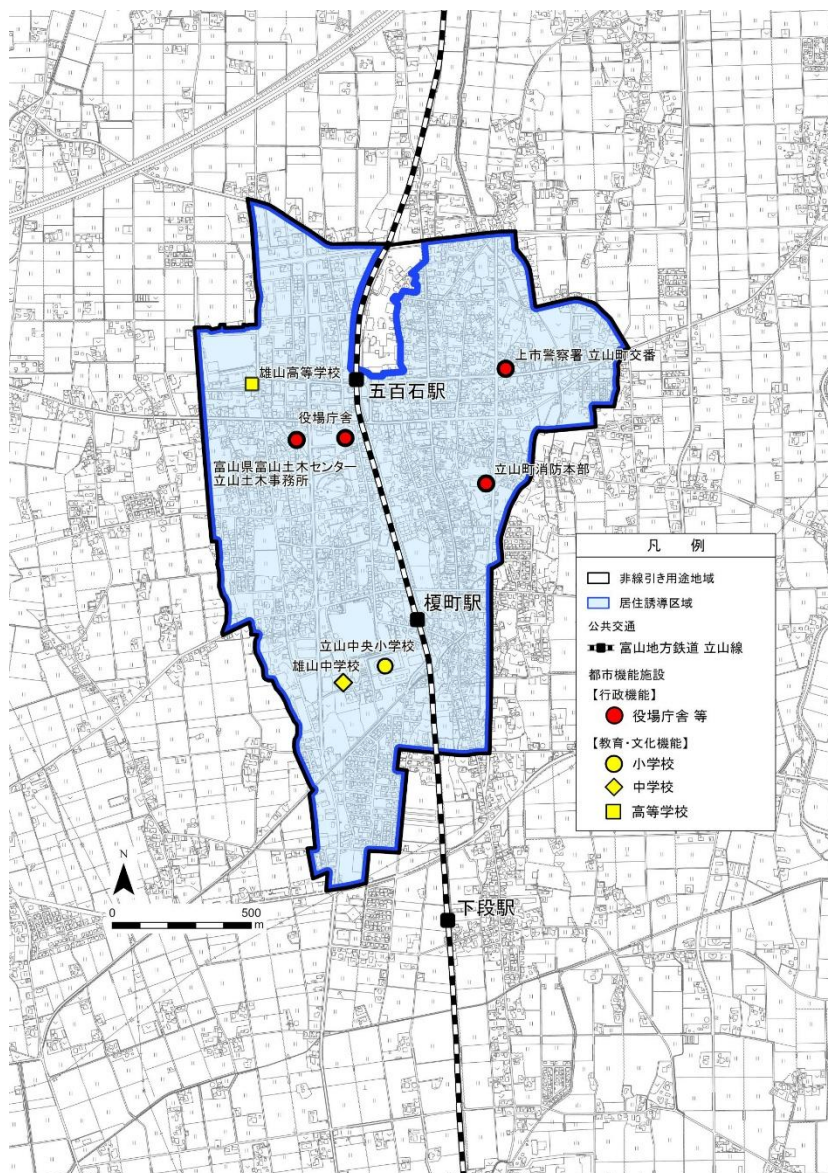
- (1) 成果品のデータは、事業完了後に立山町の公式ホームページに掲載することを認めること。
- (2) 業務実施にあたっては、契約締結後、立山町の担当者と十分協議すること。

8. その他

- (1) 本業務により新たに生じた著作権については、全て立山町に帰属するものとする。
- (2) 成果物及び受注者が作成した資料を立山町が広報等のために無償で二次利用することを認めること。
- (3) 受注者は、関係法令を遵守すること。本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (4) 本仕様書に不明点がある場合、また明記のない事項については、受注者と立山町が必要に応じて協議するものとする。

令和7年度立山町空き家びらき開催業務仕様書（別紙）

1. まちなか（五百石地区）の範囲



2. 立山町の空き家・空き地物件情報

「立山町空き家情報バンク制度」に登録されている五百石、前沢地内の空き家・空き店舗の情報を掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kikakuseisakuka/chiikishinkogakari/4/2/5060.html>

